

変更認可申請書に係る変更の記載を赤字、  
補正申請の変更に係る記載を青字で示す。  
補正理由については、補正申請別紙のとおり。

# 計 量 管 理 規 定

## 新 旧 対 照 表 (変 更 部 の み 記 載)

令和 2 年 ~~5~~ 6 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新型転換炉原型炉ふげん

新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">第一編 総 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p style="text-align: center;">第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 原子炉施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) ふげん所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 安全・品質保証部長</p> <p>(4) 施設保安課長</p> <p>2 計量管理責任者は、<b>副所長</b>とする。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第1のとおり。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各号の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設における核燃料物質の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、原子炉施設における核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(3) 安全・品質保証部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</p>	<p style="text-align: center;">第一編 総 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p style="text-align: center;">第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 原子炉施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) ふげん所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 安全・品質保証部長</p> <p>(4) 施設保安課長</p> <p>2 計量管理責任者は、<b>安全・品質保証部長</b>とする。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第1のとおり。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各号の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設における核燃料物質の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、原子炉施設における核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(3) 安全・品質保証部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</p>	<p>・計量管理責任者変更に伴う変更核燃料物質の計量管理に関する業務を主体的に行っている計量管理実施者の上位者に変更</p>

新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>(4) 施設保安課長は、核燃料物質の計量管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 使用施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) ふげん所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 安全・品質保証部長</p> <p>(4) 廃止措置部長</p> <p>(5) 施設保安課長</p> <p>(6) 施設管理課長</p> <p>2 計量管理責任者は、<b>副所長</b>とする。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第3のとおり。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各号の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、使用施設における核燃料物質の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p>	<p>(4) 施設保安課長は、核燃料物質の計量管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 使用施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) ふげん所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 安全・品質保証部長</p> <p>(4) 廃止措置部長</p> <p>(5) 施設保安課長</p> <p>(6) 施設管理課長</p> <p>2 計量管理責任者は、<b>安全・品質保証部長</b>とする。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第3のとおり。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各号の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、使用施設における核燃料物質の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p>	<p>・計量管理責任者変更に伴う変更核燃料物質の計量管理に関する業務を主体的に行っている計量管理実施者の上位者に変更</p>

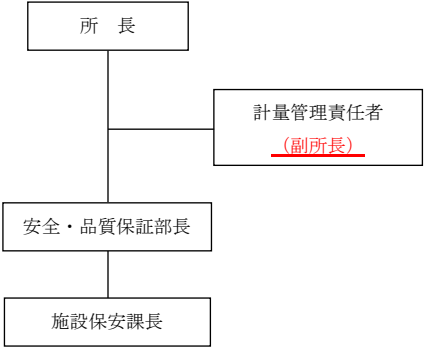
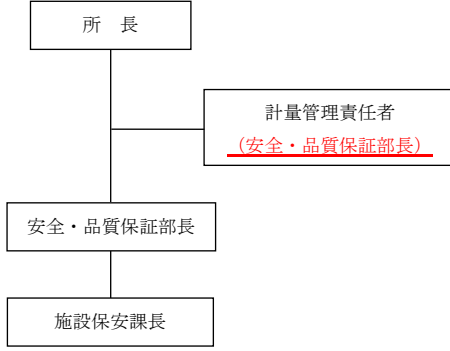
新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>(3) 安全・品質保証部長及び廃止措置部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 施設保安課長及び施設管理課長は、担当する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 安全・品質保証部長及び廃止措置部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 施設保安課長及び施設管理課長は、担当する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (令和2年 月 日 付 (規則) 第 号)</u>  <u>この規定は、令和2年 月 日から施行する。</u></p>	<p>・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、所長が別に定める日から施行するものとする。</p>

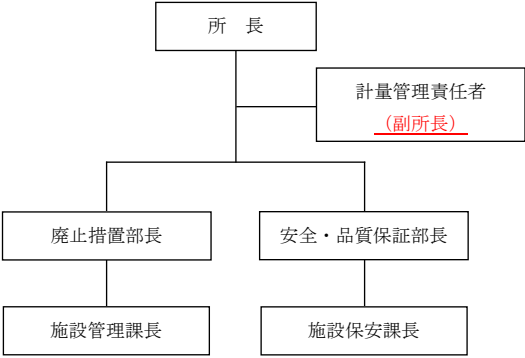
新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>別図第1 原子炉施設の計量管理組織</p>  <pre> graph TD     A[所長] --- B[計量管理責任者 (副所長)]     B --- C[安全・品質保証部長]     C --- D[施設保安課長]         </pre>	<p>別図第1 原子炉施設の計量管理組織</p>  <pre> graph TD     A[所長] --- B[計量管理責任者 (安全・品質保証部長)]     B --- C[安全・品質保証部長]     C --- D[施設保安課長]         </pre>	<p>・ <del>計量管理責任者</del>  <del>変更に伴う変更核</del>  燃料物質の計量管  理に関する業務を  主体的に行ってい  る計量管理実施者  の上位者に変更</p>

新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>別図第3 使用施設の計量管理組織</p>  <pre> graph TD     S[所長] --- J[計量管理責任者 (副所長)]     S --- SM[廃止措置部長]     S --- SQ[安全・品質保証部長]     SM --- SMK[施設管理課長]     SQ --- SQK[施設保安課長]     </pre>	<p>別図第3 使用施設の計量管理組織</p>  <pre> graph TD     S[所長] --- J[計量管理責任者 (安全・品質保証部長)]     S --- SM[廃止措置部長]     S --- SQ[安全・品質保証部長]     SM --- SMK[施設管理課長]     SQ --- SQK[施設保安課長]     </pre>	<p>・ <del>計量管理責任者</del>  <del>変更に伴う変更核</del>          燃料物質の計量管          理に関する業務を          主体的に行ってい          る計量管理実施者          の上位者に変更</p>